

次期の行財政改革に関する計画 (素案)

< 目次 >

1. 計画策定の趣旨と位置づけ	1
2. 計画の方向性	1
3. 計画期間	1
4. 計画の推進	1
5. 取り組み内容	
政策8-1	
市民とともにすすめる自治体経営	
施策8-1-1	
市民協働のまちづくりの推進	
(1) 市民参加の促進	3
(2) 市民との情報の共有	4
(3) 広聴機能の充実	4
施策8-1-2	
自治体経営の推進	
(1) 健全な財政運営の推進	5
(2) 自主・自立の自治体経営の推進	
<総合計画の推進>	6
<職員定数及び給与の管理と組織機構の見直し>	7
<民間活力の導入>	8
<行政運営の効率化>	9
施策8-1-3	
広域行政の推進	
(1) 十勝圏の振興	
(2) 広域的な連携の促進	10
政策8-2	
質の高い行政の推進	
施策8-2-1	
行政サービスの充実	
(1) 利用しやすい行政サービスの提供	11
(2) 行政の情報化の推進	11
(3) 職員の育成	12
施策8-2-2	
行政事務の適正な執行	
(1) 公有財産の適切な管理	13
(2) 行政事務の適正な執行	13

1. 計画策定の趣旨と位置づけ

現在、帯広市で取り組んでいる「新たな行財政改革」計画は、計画期間を平成24年度までとしており、今年度をもって期間が満了することとなりますが、行財政改革の取り組みは、行政や公共サービスのあり方を常に新しい視点に立って見直しを行うため、不断に行う必要があります。

このため、明年度以降の行財政運営の指針として、基本的な考え方と、これにもとづく取り組みについて計画を策定するものです。

2. 計画の方向性

行財政改革に関する計画は、第六期帯広市総合計画に基づく政策・施策の効果的な推進を図るため、総合計画の分野別計画として策定するものであり、総合計画の体系に沿って検討をすすめます。

「新たな行財政改革」で取り組んできた項目については、成果と課題及び今後の方向性の取りまとめを踏まえ、さらに精査、整理を行い、今後の具体的な取り組みを検討します。

また、現計画策定後の地方行財政制度などの変化・変更に応じて、必要な検討を行います。

3. 計画期間

総合計画の推進と整合を図るため、平成31年度までの7年間を計画期間とします。ただし、期間中であっても必要に応じて適切な見直し、調整を行うこととします。

4. 計画の推進

従来の行財政改革は「量的削減」の性格が強く、主として定量的な評価を行ってきましたが、現在の「新たな行財政改革」では公共サービスの維持・向上、市民との協働の推進、職員の能力の向上など、数値による評価が困難な項目が多く含まれています。

新しい計画では、総合計画の政策・施策評価で用いる成果指標や市民実感度などを活用した取り組みの評価を検討し、計画の効果的な推進を図ります。

5. 取り組み内容

施策〇-〇-〇 は、第六期帯広市総合計画基本計画の
施策番号を示しています。

施策 8-1-1 市民協働のまちづくりの推進

市民と行政が情報を共有し、まちづくりへの市民参加をすすめ、市民協働のまちづくりをすすめます。

(1) 市民参加の促進

- 市民協働の定着、推進を図るため、協働の考え方や協働事例、ボランティア活動事例などの情報を発信します。
- 若者やアクティブシニアなどがまちづくりに参画する仕組みづくりを検討し、市民が持つ知識、経験を公共の分野に活かす場の拡大と幅広い人材による協働の実践をすすめます。
- 市民の知恵や力を活かした市民協働のまちづくりをすすめるため、市民提案型の協働事業について、よりわかりやすく提案しやすいものに改善し、実施します。
また、ボランティア活動に関する支援を行うとともに、地域に貢献する企業等に対し、入札参加資格での優遇などの支援を行います。
- 市民協働の受け皿となる地域力を高める取り組みをすすめます。
- 職員の協働に対する意識の向上を図ります。
- 市民の市政への参加機会の拡大と、幅広い市民意見の反映のため、附属機関のあり方について検討し、必要に応じて見直しを行います。
また、附属機関の会議及び会議録について情報公開の充実をすすめます。

【当面の主な取り組み】

- ・市民協働指針、市民協働マニュアルの見直し
- ・まちコミ情報ネットによる町内会活動の情報発信
- ・若者やアクティブシニア参加の仕組みづくり
- ・市民提案型協働のまちづくり支援事業の改善
- ・地域貢献企業に対する支援優遇策の見直し
- ・地域連携会議の拡大
- ・職員の意識向上
- ・附属機関等の効率的運営と活性化の取り組み

(2) 市民との情報の共有

- 広報紙やホームページ等の内容の充実を図るとともに、広報紙配布方法の充実に向けた取り組みを検討します。
- 新たな情報提供手法の検討・導入により、発信機能の強化をすすめます。

【当面の主な取り組み】

- ・ホームページリニューアル(24年度実施)の効果検証と適正、効果的な運用
- ・市議会に提出する議案内容のわかりやすい情報提供
- ・「市長への手紙」の公開に向けた検討
- ・広報紙配布方法の検討
- ・新たな情報提供方法(ソーシャルネットワークサービス等)の有効な活用

(3) 広聴機能の充実

- 市民意見聴取の対象、方法、留意点等の基本的事項を全庁的に共有、活用し、幅広い意見を聴取し市政に反映させる取り組みの充実を図ります。
- 市民対話事業など、多様な手法による広聴活動を充実します。
パブリックコメント制度については、制度がより機能するため、わかりやすい説明資料の作成や表記の方法などに努めます。

【当面の主な取り組み】

- ・重要な計画等の策定にあたり、幅広い市民の意見を聴く取り組みの推進
- ・対話型広聴手法の充実
- ・パブリックコメント制度の市民周知と手法の改善

施策 8-1-2 自治体経営の推進

計画的な行政運営や健全な財政運営により、分権時代に対応した自主・自立の自治体経営をすすめます。

(1) 健全な財政運営の推進

- 政策・施策評価や職員定数管理との連動の実効性を高め、財源と人材を活用した予算編成をすすめます。
また、各部の自主性の発揮により、事業の選択と集中を図ります。
- 新公会計制度に基づく連結財務4表と「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化比率4指標を作成し、健全な財政の堅持に努めます。
- 地域経済状況への対応や総合計画との整合を図るとともに、実質公債費比率等に対応した通常債発行枠についての考え方を整理し、適正な公債費負担の維持に努めます。
また、より低利、良質な資金の確保について検討します。
- 市民にわかりやすい形で財政状況を公表します。
- 広告ビジネスなど、新たな自主財源の確保・拡大に向けた手法について検討を行い、実施します。
- 納付環境の充実や滞納者に対する措置強化など、更なる具体的な取り組みを検討し、市税等歳入収納率の向上を図ります。
- 公租公課、公債権、私債権など市の債権について市内横断的に検討し、適切な管理に向けた取り組みをすすめます。
- 公営企業の健全な経営を維持するため、効率的な施設更新や維持管理をすすめます。
- 地方公営企業に適用される新しい会計基準に適切に対応し、経営成績や財務状況の明確化を図るとともに、職員の経営意識を高めます。
また、財務諸表の変化に対し市民の正しい理解が得られるよう、情報公開に努めます。

【当面の主な取り組み】

- ・政策施策評価と予算編成との連携強化
- ・健全化比率の適正維持
- ・市債発行枠の考え方の整理
- ・「台所事情」の公表と「出前講座」等の拡大
- ・広告ビジネス等、新たな自主財源の確保と拡大
- ・収納率向上対策の取り組み
- ・庁内横断的な債権管理の手法等検討
- ・公営企業のコスト削減、投資的事業の計画的実施、人材育成
- ・新しい公営企業会計基準への適切な対応

(2) 自主・自立の自治体経営の推進

<総合計画の推進>

- 総合計画の効果的・効率的な推進のため、手法の改善をすすめるとともに、職員の意識や習熟度の向上を図りながら、政策・施策評価を実施します。
また、評価結果の予算編成への活用をすすめます。
- 政策・施策評価の結果を公表し、市民との行政情報の共有をすすめます。

【当面の主な取り組み】

- ・政策施策評価の実施
- ・政策施策評価に関する職員意識と習熟度の向上
- ・推進計画の策定
- ・市民まちづくりアンケートの実施
- ・まちづくり通信の発行

<職員定数及び給与の管理と組織機構の見直し>

- 業務量、年齢構成、技術継承などを考慮し、適正な職員配置計画を策定し実施します。
- 再任用職員について、定年退職者の持つ知識や技術の活用、継承の効果を踏まえるとともに、高齢者雇用と新規採用職員のバランスを考慮した計画的な採用をすすめます。
- 定型的嘱託職員の適正配置をすすめるとともに、雇用上限年齢を引き上げます。
- 職員給与制度は国の制度や地域の水準に準拠し適正な運用に努め、適宜、調査・検証、見直しを行います。
- 市民にわかりやすい形で定員・給与等人事行政の状況を公表します。
- 地域主権改革等の時代の変化や市民ニーズの変化に対応するとともに、政策・施策の推進のため、必要に応じて組織機構の見直しを行います。
また、庁内横断的な会議についてあり方を整理し、活性化と機能強化をすすめます。
- 職階ごとの権限などについて検討し、意思決定の迅速化や各部の権限強化をすすめます。

【当面の主な取り組み】

- ・新たな定員適正化計画の策定
- ・新たな再任用制度の検討
- ・定型的嘱託職員の雇用上限年齢の引き上げ
- ・給与制度の国との差異への対応
- ・職員定数、給与等のわかりやすい公表
- ・各部事務内容と事務量の精査と組織機構の見直し検討
- ・政策推進体制の検討
- ・事務決裁規程等の点検

<民間活力の導入>

- 満足度の高い公共サービスを安定的かつ効率的に提供するため、行政が直接行っている業務について見直しを行い、サービスの維持・向上や事務の効率化を図ることができるものは、民間委託等を推進します。
- 民間委託等を検討するにあたっては、指定管理者制度や「公共サービス改革法」にもとづく市場化テストの手法、PFI等による建設・運営手法など、幅広い手法について検討を行います。
- 公共サービス提供の担い手や手法を変更した場合には、成果や課題を整理し、必要に応じて行政が監視、指導などを行います。
- 指定管理者制度導入施設の効果、課題などを継続して検証し、制度の充実を図るとともに、直営施設についても管理運営方法を検討し、制度導入により効果を見込むことができるものについては実施します。
また、利用料金制及び使用許可権限付与について効果と課題を検証し、必要に応じて見直しを行うとともに、未導入施設への拡大を検討します。
- 利用者サービスの安定的な提供と品質確保のためモニタリングシステムを的確に実施し、必要に応じて見直しを行います。
- 指定管理者が行う施設の管理運営状況について、市民にわかりやすく情報提供を行います。
- 市が出資等を行っている関与団体について、経営状況や事業内容を把握し、関与のあり方について検討を行います。
また、経営状況や市職員退職者の再就職の状況について市ホームページを通じて公表します。

【当面の主な取り組み】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・国の保育制度の動向や保育ニーズの状況等を踏まえた公立保育所管理運営業務の見直しの検討・国の空港経営改革の動向を踏まえた空港管理業務の見直しの検討・指定管理者制度の運用・出資団体等に対する関与のあり方検討、職員の再就職状況の公表 |
|---|

＜行政運営の効率化＞

- 地域主権改革一括法の施行など地方分権に対応し、事務権限の移譲や条例の制定・改正等を適切に行います。
- 行財政改革の取り組みについて、政策施策評価との連動等により評価し、必要に応じ見直しを行います。
取り組み状況については、わかりやすい形で市民に公表します。
- 事務経費等、内部経費について点検と見直しを行います。
- 農村上下水道の維持管理について、施設整備を着実に推進するとともに、安定的・効率的なサービス提供のため、都市部上下水道との一元化について検討します。

【当面の主な取り組み】

- ・地域主権改革一括法への適切な対応
- ・行財政改革の取り組みの実施状況の評価と公表
- ・農村部と都市部の上下水道一元化の検討

施策 8-1-3 広域行政の推進

管内自治体との連携による広域的な取り組みをすすめるとともに、道内各都市との連携・交流をすすめます。

(1) 十勝圏の振興

(2) 広域的な連携の促進

- 定住自立圏の枠組みなどを活用し、行政の効率化、地域課題の解決や地域の魅力の向上などに取り組みます。

【当面の主な取り組み】

- ・十勝定住自立圏の取り組みの推進
- ・十勝広域連携推進検討会議への参画

施策 8-2-1 行政サービスの充実

事務の効率化や職員の能力向上をはかり、市民ニーズに的確に対応した行政サービスを提供します。

(1) 利用しやすい行政サービスの提供

- 窓口業務を中心に、迅速で適切な執行を行うとともに、市民にとって利用しやすく満足度の高いサービスを提供できる体制について継続して検討し、見直しを行います。
また、接遇に関する職員意識の定着を図ります。
- 公の施設の利用促進と施設設置目的の達成を図るため、利用者サービス向上の取り組みを行います。
- 職員提案による業務改善運動を改善しながら継続し、市民サービスの向上をはじめ、事務の効率化や行政コストの縮減などにつなげます。

【当面の主な取り組み】

- ・窓口アンケートの実施とアンケート結果の活用、サービス向上に向けた取り組みの検討
- ・接遇向上に向けた取り組みと意識の定着化
- ・施設における事業の検討
- ・「職員カイゼン運動」の展開

(2) 行政の情報化の推進

- 電子申請手続きの拡大や調達・入札等事務への導入について、国の動向も踏まえ、行政サービスの向上や経費負担の観点から調査、検討を行い、コストとの比較や利用者ニーズの面から効果が見込まれるものについては実施します。
- 現行システムの評価、検証を踏まえ、業務システムの安定運用や共通事務のシステム化などにより、事務の高度化、効率化をすすめます。
また、情報セキュリティへの対応をすすめます。

【当面の主な取り組み】

- ・サービス拡大の検討
- ・アウトソーシング、システム再構築の検証と安定運用

(3) 職員の育成

- 人材育成に関する方針を策定し、職員の自律的な成長の促進と、自己変革意識や業務に対する意欲の向上を図ります。
- 専門的な知識、能力を習得させるほか、時代の変化に対応したカリキュラムを編成し、研修の充実をすすめます。
また、新規採用職員等、若年層の職員の育成を強化します。
- 職員配置先の公募制や職員の意向の反映により、意欲を高めるとともに適材適所の人材活用をすすめます。
- 人事評価制度を評価項目や評価基準を改善しながら実施し、職員能力や組織力の強化を図ります。
また、評価結果の処遇への反映について検討します。
- 有為な人材を確保するため、職員採用の効果的な手法について検討します。

【当面の主な取り組み】

- ・新たな人材育成方針の策定
- ・研修カリキュラムの充実
- ・職員配置や派遣研修の公募制実施
- ・人事評価の処遇への反映検討
- ・採用試験方法の見直し検討

施策 8-2-2 行政事務の適正な執行

行政運営における公正の確保、透明性の向上をはかり、適正に事務を執行します。

(1) 公有財産の適切な管理

- 資産・債務について、財務書類の作成と活用により状況を明らかにし、適正な管理、活用を推進する手法を検討します。
- 市が所有する施設について、公共施設保全システムの活用により現状を把握し、適正な管理による長寿命化を図ります。
- 資産効用の最大化を図るため、遊休資産や施設スペースなどの有効活用をすすめるとともに、売却についても検討します。

【当面の主な取り組み】

- ・バランスシートの活用手法の検討
- ・資産の現状把握と評価
- ・施設を利用した広告事業、貸付制度等の検討

(2) 行政事務の適正な執行

- 行政事務の執行に関して発生するおそれのあるリスクを管理し、対処するためのマネジメントを推進します。
- 文書事務の適正化のため、文書の作成、管理等についての基準を定め、定着を図ります。
このほか、財務・経理、契約、サービス、個人情報保護等に関する事務の適正化のため、職員の意識と事務習熟度の向上をすすめます。
- 入札・契約事務について、新たな契約手法の導入を検討するなど改善をすすめるとともに、情報公開を推進します。

- 大規模災害の発生などによる非常時においても行政機能を確保するため、業務継続に関する方針を策定します。

【当面の主な取り組み】

- ・リスクマネジメント手法の検討
- ・文書事務等、事務適正化の取り組み
- ・入札、契約事務の改善手法の検討
- ・非常時における行政機能確保手法の検討